

復興推進計画

【宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区】

1 復興推進計画の区域

(1) 特定区画漁業権免許事業に係る区域

宮城県石巻市桃浦地区

(2) 区域の現状

ア 石巻市桃浦地区は、カキ養殖が盛んであり、震災前は年間約200トン、約257百万円の水揚げ（H22年）があった。カキ養殖は、震災前160名いた地域住民のうち約60名のカキ剥き作業の雇用を生み出すなど、地域の経済活動の中心となっていた。

しかし、東日本大震災の影響により、カキ養殖施設や漁船のみならず、陸上施設や住居を含めた漁業集落の全てが壊滅的な被害を受け、カキ養殖業再開の見通しが立てられない状況となった。震災前19名いたカキ漁民のうち1名が死亡、18名が難を逃れたが、震災後の再開を目指したのは当初わずか3名であった。この3名も少人数でのカキ養殖再開のリスクを懸念し、また、これ以外は、そのほとんどが60才代以上と高齢で後継者もいないことから、カキ養殖の再開を決断できていない状況であった。また、多くの住民が震災後、桃浦地区から地区外にある仮設住宅等に移動したため、カキ養殖に必要なカキ剥き作業の人材確保が極めて困難であった。これらにより、桃浦地区の漁民のみでは、必要な養殖施設等の整備、人材の確保を行うことが困難な状況が生じた（別添1）。

また、カキ剥き作業など、カキ養殖に関連する雇用だけでなく、多くの地域住民が携わってきた刺網、採貝藻等の漁業及び遊漁船業などの水産関連産業についても、震災により壊滅的な被害を受けており、桃浦地区の経済活動は極めて停滞し、桃浦地区の漁村コミュニティの崩壊が懸念される状況となった。

イ 平成25年9月以降、桃浦かき生産者合同会社（以下「桃浦LLC」という）は漁業権の免許を受けた上で、国、県の補助事業を活用し、養殖施設、漁船、加工場、加工機材を整備して平成26年より6次産業化の事業を本格的に開始した。桃浦LLCに参加した漁業者は、社員として毎月一定の給与所得を得ながらカキ養殖業を継続している。

また、桃浦地区のカキ生産者のうち桃浦LLCに参加しない1名についても、3箇所の漁場においてカキ養殖を再開し、現在まで生産を継続している。なお、これまでこの1名以外に桃浦地区でカキ養殖を行う希望者はいない。

一方で、桃浦地区は災害危険区域の指定が継続しており、住居の建設が制限されている。平成30年2月までに、高台に5戸（自立再建3戸、災害公営住宅2戸）が完成しているが、現在も多くの住民が内陸部等の地区外に住居を構えており、依然とし

てカキ養殖に必要なカキ剥き作業員等の人材確保が困難な状況となっている（別添9）。

2 復興推進計画の目標

(1) 目標

民間企業の技術・ノウハウ等を活かし、カキ養殖生産から加工・販売まで一貫した取組を行うために設立された桃浦LLCによる6次産業化等の取組を通じ、漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を図り、もって、持続的で安定的な地域産業形成による桃浦地区のコミュニティの再生と復興を推進し、桃浦地区の経済的社会的活性化を図る。

(2) 各項目の数値目標

ア 平成28年度までの目標

① 漁業生産の増大：

震災前の構成員の年間生産金額194百万円より50%向上させ約300百万円まで増大させる。

② 地元漁民の生業の維持：

桃浦地区の漁民が、個人経営から地元漁民主体の法人として設立された桃浦LLCの経営に転換し、個人の経済的負担軽減と所得確保を行い、漁業経営を継続できる環境を整備する。桃浦LLCに参加しない一部の地元漁民の生業の維持に支障を及ぼすことのないよう特定区画漁業権免許事業を行う。

③ 雇用機会の創出：

桃浦LLCにおいて桃浦地区の漁民15名を雇用するとともに、流通・加工も含め当該法人においてさらに約40人の雇用を創出する。

イ 平成35年度までの目標

① 漁業生産の増大

《これまでの達成状況》

・生産量、生産額は着実に増加し、株式会社仙台水産の販売網により販路も拡大している。

・平成28年度の生産額は192,684千円であり、計画値に対して64%にとどまっている。

・筏数が少ない（当初予定の54%）ことを主因とする生産数量不足が最大の要因となっている。

・平成27年10月、平成28年8月の低気圧によるカキ脱落、平成28年12月のノロウイルス発生による販売不振に加え、カキむき従事者の不足も実績に影響した。

・今後は、若手社員への技術移転が進み経験が蓄積されることで、筏台数が増加

し、生産量の増大が見込まれる。

- ・ 高圧カキむき機の活用促進，むき身加工品や高圧カキむき機を活用した殻付きカキなど単価の高い製品への生産構造のシフトにより，生産金額の向上が可能と考えられる。

《平成35年度までの目標》

上記検証結果を踏まえ，課題の解決に取り組み，震災前の構成員の年間生産金額194百万円より50%向上させ約300百万円まで増大させる。

② 地元漁民の生業の維持

《これまでの達成状況》

- ・ 桃浦LLC社員は，船舶や養殖施設，共同カキ処理場使用料などの経費負担がなく，毎月安定した給与所得を得ている。
- ・ 労災保険，雇用保険等の公的補償への加入や定期健康診断など福利厚生の中で，個人経営時に比べ格段に向上している。
- ・ カキ養殖を行う上で，漁場は適正に行使されており，桃浦LLCに参加しない地元漁民とも問題は発生しておらず，地元漁民の生業は維持されている。

《平成35年度までの目標》

引き続き，個人経営から地元漁民主体の法人として設立された桃浦LLCの経営に転換した漁民の経済的負担軽減と所得確保を行い，漁業経営を継続できる環境を整備する。また，桃浦LLCに参加しない一部の地元漁民の生業の維持に支障を及ぼすことのないよう特定区画漁業権免許事業を行うことにより，桃浦地区全体の復興を図る。

③ 雇用機会の創出

《これまでの達成状況》

- ・ 平成28年度末は社員27名，パート14名の合計41人となっているものの，当初計画値に対して15人のマイナスとなっている。
- ・ 今後，周辺の土木工事が終了することで通勤環境が改善し，雇用人数も増加することが期待されるが，漁業以外の各種業態でも人手不足が顕著となっていることから，短期的な改善は難しい。しかしながら，長期的には，漁業だけでなく加工，販売まで多様な仕事ができること，グループ操業のため安全管理が整っていることなど，従来にはない魅力を発信することで，一定の改善が期待できる。

《平成35年度までの目標》

桃浦LLCにおいて桃浦地区の漁民15名に加え，流通・加工も含め当該法人においてさらに約40人の雇用を創出する。

3 2の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 平成28年度までの取組

桃浦地区において、カキ養殖業の共同化や協業化を進めるとともに、法人化による漁業後継者の確保と経営の安定化を目指し、漁民グループと民間企業が連携した法人の設立を検討し、新たな地域の経済・雇用の基盤とする方向性を模索した。その結果、震災から約1年半後の平成24年8月30日、震災前19名いた桃浦地区カキ漁民のうち14名と後継者1名の計15名により、桃浦LLCが設立され、同年10月5日、地元の水産物卸売会社が桃浦LLCに経営参画した。桃浦LLCは、従来の個々の漁民の個人経営から民間企業が参画した共同の法人経営とすることにより、民間企業の加工・販売に関する技術・ノウハウを活用し、また、新たな漁業後継者の確保、生産基盤の安定を図るための取組を進めることとしている。

桃浦LLCは、免許を受ける平成25年度からカキ養殖事業を本格化させることとしているが、その内容は「桃浦かき生産者合同会社の概要」（別添2）のとおり具体的計画を有するものとなっている。さらに、桃浦LLCは、地元水産物卸売会社の経営指導・資本参画等を受け、かつ、これまでカキ養殖を営んできた漁民が組織した法人であることから、カキ養殖の事業を適確に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するとともに、十分な社会的信用を有するものである。

(2) 平成35年度までの取組

個人での復旧が困難な中、桃浦LLCは民間の資本及び技術的支援を受けながら、カキ養殖業を継続し、かつ高圧カキむき機の導入など、これまでなかった製品を開発して新たな販路を開拓するなど、生産基盤の安定・向上が図られている。同時に、これら取組について魅力を感じた県内外からの若者が桃浦LLCに参加しており、桃浦地域の維持・活性化に大きく寄与している。

現在、漁業者等の高齢化と労働力不足などにより、生産数量の増大には限界があることから、引き続き雇用確保及び若手社員の育成を図りながら、高圧カキむき機を活用した労働生産性の高い殻付きカキ養殖を増大させることに注力する。販売先は、これまでむき身少量パックで量販店が主体であったが、殻付きカキの生産比率を高め、飲食店等の業務筋への販売を拡大することで収益性を高めることとする（別添10）。

4の1 2の目標を達成するために当該区域において実施しようとする復興推進事業の内容及び実施主体【平成25年9月以降に実施した漁業権に係る特例関係】

(1) 内容

桃浦地区における特定区画漁業権の内容たる区画漁業として、震災前から当該地区漁民が営んできた漁場におけるカキ養殖について、桃浦LLCに対して漁業権の免許ができるようにし、筏や漁船、カキ加工施設等の生産資材の確保、直販等の新たな販路の拡大、地元漁民の雇用の確保等を行うことにより、復興を推進する。なお、円滑に復興を進めるため、震災前に宮城県漁業協同組合（以下「JFみやぎ」という。）の漁業権管理の下でカキ養殖業を行使し、今後も当該漁場で桃浦LLCに加入せず、カ

キ養殖業の行使の継続を希望する漁民（以下「カキ養殖業行使希望者」という。）に対しては、引き続き、カキ養殖業の行使実態を確保できるよう、カキ養殖業行使希望者の漁場を含む一部の漁場は特定区画漁業権免許事業の適用対象としないこととした。この具体的内容等については以下のとおり。

ア 漁場の位置及び区域（別添3「特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域」参照）

桃浦地区漁民が震災前からカキ養殖業を営んできた漁場。ただし、この漁場のうち、カキ養殖業行使希望者の漁場を含む一部の漁場は特定区画漁業権免許事業の適用対象としないこととした。

イ 事業実施に係る関係漁民との調整

① 関係漁民との区割り調整

特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域（以下「特区適用漁場」という。）を明確にする（以下「区割り」という。）に当たり、

(a) 桃浦地区と周辺地区の間での区割り (b) 桃浦地区で桃浦LLCに加入せずカキ養殖業の行使の継続を希望する漁民との間の区割りについて、周辺地区の漁民及びカキ養殖業行使希望者（以下「関係漁民」という。）への説明、実態調査及び意見聴取を実施し、区割りをしても、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない旨の確認を行った。その状況は別添4「漁場の区割りについて」のとおりである。

② 桃浦LLCの誓約

特定区画漁業権免許事業の実施により関係漁民の第一種及び第二種共同漁業の継続等に支障がない旨を確認するプロセスとして、桃浦LLCは、宮城県知事及びJFみやぎに対して、漁場秩序の維持、漁場環境の保全、貝毒やウィルス検査などの衛生管理が適切に図られるよう対応する旨、書面で誓約した。その内容は、別添4-4「漁場についての考え方」のとおりである。

ウ 地域協議会の開催

本復興推進計画（案）について、平成25年4月4日に東日本大震災復興特別区域法（以下「特区法」という。）第13条第1項に基づく復興推進協議会（以下「地域協議会」という。）を開催した。特区制度及びその活用自体については、県とJFみやぎとの間の議論は平行線であったが、区割り自体は、現在の漁業実態を確認して桃浦地区及び周辺地区の漁民のカキ養殖及びその他の漁業の操業の継続に支障がないことを確認したものであり、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないことを丁寧に説明した。その状況は別添5「地域協議会の議事録」のとおりである。また、地域協議会において、JFみやぎが、議事録及び書面による回答を求めたため、これに誠実に応えるべく回答文書（別添6）を作成し、平成25年4月8日付けで議事録とと

もに県漁協に手交し、県漁協の要望に応えた。

エ 水面の総合的な利用

特定区画漁業権免許事業について、JFみやぎを中心とする関係者は、宮城県による漁業権の特区構想には当初から反対してきており、地域協議会も含めて特区法の活用について依然として反対意見があった。しかしながら、区割りについてはア及びイのとおり、関係漁民との間で県は漁場利用の実態調査及び調整を行い、カキ養殖業の継続に支障がないことを確認し、また、特区適用漁場において関係漁民により重複して営まれる可能性のある第一種及び第二種共同漁業その他の漁業の扱いについても関係漁民の漁業継続に支障のないよう対応する旨、誓約していること、区割り案を最終化するに当たり、関係漁民の意見を聴く場を設けて対応した結果、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないものと認められた。

なお、宮城県としても、桃浦LLCと地元漁民との間に入り無用の混乱が生じないよう必要な関与を行っていくこととした。

(2) 実施主体

宮城県知事

(3) 特例の適用が見込まれる者

桃浦LLC（「桃浦かき生産者合同会社の概要」（別添2）参照）

4の2 2の目標を達成するために当該区域において実施しようとする復興推進事業の内容及び実施主体【平成30年9月からの漁業権に係る特例関係】

(1) 内容

桃浦地区における特定区画漁業権の内容たる区画漁業として、引き続き、桃浦LLCに対して漁業権の免許ができるようにし、桃浦LLCは、直販等の新たな販路の拡大、地元漁民の雇用の確保等を行うことにより復興を推進する。この具体的な内容等については以下のとおり。

ア 特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域（宮城海区漁業調整委員会諮問（平成30年3月）資料3）（別添11）

平成25年に特定区画漁業権免許事業を実施した漁場の位置及び区域と同一のものとする。

イ 事業実施に係る関係漁民との調整

漁場の位置及び区域について（宮城海区漁業調整委員会答申（平成30年4月）資料4）

地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場の属する水面の総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう漁場の位置及び区域を設定し、宮城海区漁業調整委員会からも原案のとおりで差し支えない旨の答申を受けている。

ウ 地域協議会の開催

本復興推進計画（案）について、平成30年3月29日に地域協議会を開催した。内容は議事録のとおり（別添12）。JFみやぎとしては、前回、色々な想いがあったが、最終的には賛成したもので、受け入れなければならないと思っている。ただし、地元地区内では、すっきりいかない状況があるため、一緒に手を組んで進めてもらえるよう指導願いたいとの反応であった。また、漁場の位置及び区域については、地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないとして了承された。その状況は別添12「地域協議会の議事録」のとおりである。

エ 水面の総合的な利用

特区適用漁場については、これまでの5年間の行使状況調査などから、周辺漁場も含めて支障なく養殖事業が継続されているため、地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

なお、宮城県としても、引き続き桃浦LLCと地元漁民との間に入り、無用の混乱が生じないよう必要な関与を行っていくこととしている。

(2) 実施主体

宮城県知事

(3) 特例の適用が見込まれる者

桃浦LLC（「桃浦かき生産者合同会社の概要」（別添10）参照）

5 特定区画漁業権免許事業に係る規制の特例措置

現行の漁業法第18条の規定の優先順位を適用しない。

6 特定区画漁業権免許事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に必要な事項

桃浦LLCは、早期の生産活動再開と6次産業化の推進のために補助事業を活用して、養殖資機材及び加工関連施設の整備を行った。

事業の詳細は、「養殖・加工施設の補助事業の概要」のとおり。平成27年3月には、国の補助事業を活用して高圧カキむき機を導入した（別添7-1）。

また、桃浦LLCは、復興に係る雇用対策の助成事業を活用した。

事業の詳細は、「復興に係る雇用対策の助成事業の概要」（別添7-2）のとおり。

7 その他

(1) 本計画は、平成25年4月23日付で認定を受け、平成25年9月の漁業権免許において特例として適用された前回計画を変更し、平成30年9月の漁業権免許において特例の適用が可能となるようにすることを目的とするものである。

(2) 当該地元地区が存在する平成25年3月29日付け石巻市の意見は「石巻市桃浦地区水産業復興特区に関する意見」(別添8)のとおり。

(3) 当該地元地区が存在する平成30年4月4日付け石巻市の意見は「石巻市桃浦地区水産業復興特区に関する意見」(別添13)のとおり。